

# 兵庫県公報

令和3年4月1日 木曜日 第5号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

監査委員訓令		ページ
○ 兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	.....	1

## 監査委員訓令

### 兵庫県監査委員訓令第2号

事務局

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

兵庫県代表監査委員 四海達也

#### 兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局処務規程（平成9年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第11号中、「職員、」を「職員を採用し、若しくは退職させ、又は」に、「又は」を「若しくは」に、「及び」を「若しくは休職させ、若しくは」に改める。

#### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。